

宮崎県告示第 71 号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）第 2 条の規定により公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定（平成 20 年宮崎県告示第 61 号）は廃止する。

令和 8 年 1 月 29 日

宮崎県知事 河野俊嗣

公衆浴場入浴料金の額

入浴料金		
大人(12歳以上の者)	中人(6歳以上12歳未満の者)	小人(6歳未満の者)
450 円	160 円	90 円